

ふるさと魅力発見隊実施要領の運用

第1 事業の実施地域について

ふるさと魅力発見隊実施要領（以下、「実施要領」という。）第2に定める実施対象地域については、次のとおりとする。

（1）地域振興立法指定地域の属する市町村

次のアからウまでの地域が属する市町村

- ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（附則第5条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

（2）棚田地域

主傾斜1／20以上の農地の面積が当該地域の面積の1／2以上を占める地域

第2 費用の積算について

実施要領第7および委託契約書に定める事業計画書に添付する（別表1）費用積算書における費用の区分は、概ね次のとおりとする。

- （1）報償費：講師や作業補助者への謝金等
- （2）旅費：普通旅費等
- （3）需用費：消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費等
- （4）役務費：通信運搬費、広告料等
- （5）委託費：委託料（実施要領第9により、県から承認を受けたものに限る。）
- （6）使用料及び賃借料：会場、貨客兼用自動車並びに事業用機器器具等の借料等
- （7）補償費：損害保険の加入等

付則 この要領の運用は、平成29年3月9日から施行する。

付則 この要領の運用は、平成30年4月2日から施行する。

付則 この要領の運用は、令和4年4月1日から施行する。